

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26370879

研究課題名(和文) 18世紀スコットランド政治社会 1707年合同のインパクト

研究課題名(英文) Political Society in Eighteenth Century Scotland - impact of the Anglo-Scottish Union of 1707

研究代表者

松園 伸 (MATSUZONO, SHIN)

早稲田大学・文学大学院・教授

研究者番号：60239019

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：1707年に締結されたイングランド・スコットランド間の国家連合(英蘇合同)について、これまでしばしば見られた党派的な見方ではなく、当時の指導的な貴族政治家であったハミルトン、ロクスバラ両公爵などの貴族私文書について史料調査を綿密に行うことにより、以下の点について英文、邦文の論文、学会報告を実施した。1 合同前のスコットランド議会の実態と、1707年以降ウエストミンスター議会でのスコットランド代表議員 2 18世紀のスコットランド貴族、特に1719年の貴族法案問題、3 合同とスコットランド法曹、4 合同に対するエジンバラ市の対応

研究成果の概要(英文)：I have analysed the Anglo-Scottish Union from the political points of view. As the Scottish public records do not inform us much about political realities, I mainly made use of MS sources of such Scots lay peers as the dukes of Hamilton and Roxburghe. In my studies, I have considered the following points. 1. The Scottish Parliament before the Union, and the political behaviours of Scots representatives at Westminster parliament after the Union 2. The Scottish peerage and their politics in the early eighteenth century, especially the "Peerage Bill Crisis" in 1719 3. The Union and the political behaviours of Scots lawyers 4. The Union and the City of Edinburgh, the attitude of the Edinburgh town council towards the Union

研究分野：イギリス近現代史

キーワード：スコットランド 合同 エジンバラ市政 スコットランド貴族 スコットランド法曹 貴族法案

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、博士学位論文『イギリス貴族院とゴドルフィン内閣、1702年 - 1710年』*The House of Lords and the Godolphin Ministry 1702-1710* (University of Leeds, unpublished PhD thesis, 1990) 完成以来、研究上のテーマの一つとして18世紀前半期のスコットランド政治を対象としてきた。そしてその中心になるのは、1707年にイングランド・スコットランド間で締結された合同条約(英蘇合同条約)とその前後数十年間のスコットランドにおける政治状況である。

イングランド・スコットランドは隣国ではあるが、中世以来頻りに戦火を交えており、この両国が戦争でなく、交渉によって平和裡に国家連合を作り上げたことは、よく知られている。しかし、英蘇合同実現の過程、そして合同実現後のスコットランド政治は、合同賛成派、反対派双方によって自派に都合のよいように解釈されてきたきらいがある。また反対派のプロパガンダ攻勢や民衆騒擾を怖れたため、合同交渉の多くは秘密裏に進められたこともあって、議会討論を初めとする公式史料の内容は乏しい。この史料的不足を補うのが手稿史料であり、本科研費の使途の多くが、エジンバラ、ロンドンなどでのマニュスクリプト史料調査に充てられているのはそのためである。

2. 研究の目的

イングランド史に比べて、近代スコットランド政治史は本国イギリスにおいても、またわが国においてもアカデミックな研究が立ち後れた分野であった。このアンバランスな状況は1980年代以降、スコットランドにおいて強力な反政府運動となったジャコバイト運動とその思想であるジャコバイティズム研究の深化によっていくぶんは正された感がある。

しかし、なおスコットランドにおいては、貴族、大土地所有者の邸宅などにおいて未見の手稿史料が膨大に残っている。研究代表者はこれを駆使することで、政治的にはしばしば党派の立場から論じられながらも、実証的な研究が遅れていた1707年イングランド・スコットランド合同前後の政治史を再構成することが可能と考えた。そして、いまなお残る強力なスコットランド・ナショナリズムの淵源を学問的にたどることを研究目的の一つとした。そのため、研究成果を論文にまとめ、内外の学会誌に邦文、英文の形で発表するとともに学会での報告も同時進行的に実施した。

3. 研究の方法

まず英蘇合同前後にかんする19世紀以来

の研究文献の蒐集、読解に努めた。19世紀後半以来、頻りに自治(Home Rule)、さらには独立の要求が見られたアイルランド・ナショナリズムに比して、19世紀のスコットランドは、英蘇合同によってもたらされた経済的利益に浴することができ、大英帝国の発展と軌を一にして自らの発展を望むことが可能であった。したがって、18世紀ジャコバイトの活動をロマン主義的な立場から懐かしむ立場などを除けば、後年見られる政治性、党派性は比較的薄いものであった。1885年のスコットランド省(Scottish Office)の設置、スコットランド担当相(1892年閣僚ポストに格上げ)の任命は、グラッドストーン首相のアイルランドへの自治権付与の提案は異なり、激烈な政争の種になることはなかったのである。

ところが、1970年代以降、スコットランドが北海原油の恩恵も手伝ってスコットランドへ権限の一部委譲を求めるdevolutionの動きが顕著になっていく。それが一つのピークに達したのが、2007年の英蘇合同300周年「記念」であった。スコットランド出身のゴードン・ブラウン首相を初めとする労働党政権の期待とは裏腹に、むしろ合同300周年を期に、合同精算を求める声がスコットランド国民党を中心に澎湃と起こってくる。また、それとは一線を引きながらも、300周年を境に非常に多くの学問的な労作が合同の様々な側面について上梓されている。

英蘇合同は、二国の国家主権の共有の格好の事例としてダイシーらの公法学的なアプローチなどに代表されていたが、だがいまや合同研究は、北欧、東欧における国家連合との比較に基づく分析、反合同を訴える都市民衆騒擾の綿密な調査、合同前後に現れた言説、表象史料から見た合同賛成、反対両派が進めたプロパガンダの活用と世論形成、スコットランド長老派教会、監督制教会、その他のプロテスタント諸派、カトリックなどの力関係の観点から分析した合同問題、スコットランド諸都市とりわけ首都エジンバラ市の合同に対する立場、当時勃興しつつあったスコットランド市民階級にとっての合同、当時なおスコットランド社会に強い力を保持してきた氏族(clan)の政治的、経済的、社会的分析など、実に様々な立場から英蘇合同が論じられるようになった。本科研費に基づく研究は、まず初年度におけるこうした研究文献の読み込みから始まっている。

英蘇合同は、その前提として17世紀初頭、ジェームズ1世(イングランド王として、スコットランド王としては同6世)以降の同君連合、そして国王ジェームズ主導による国家連合の提案が基礎となっている。国王の強い熱意にもかかわらず失敗に終わった国家連合案は、オリヴァー・クロムウェル、ウィリアム3世らに継承されるが、両国の長年にわたる根深い不信感は合同のハードルを極めて高いものにしてしまったのである。

1701年以降、スペイン継承戦争勃発後、スコットランドがブリテン島において独立国家として存在することの地政学的な危険性（フランスとの挟撃の可能性）が強く認識された。しかし過去の交渉挫折の経験を生かし、英蘇の合同への予備交渉は、ほとんどが水面下における議論で進行していった。実際、刊行史料（例えばイングランド、スコットランド両議会の議事録、討論集）は両国間の交渉の実態についてきわめて僅かしか語っていない。交渉の実態は、ほとんどが両国の代表的な貴族（平民も交渉委員に選任されたが、交渉への関与は限定的であった）によって進められたので、この時期の歴史叙述には非常に多くのスコットランド貴族文書を使用した。その多くはスコットランド国立文書館(National Records of Scotland)、スコットランド国立図書館(National Library of Scotland)における貴族寄託文書であるが、ハミルトン、ロクスバラ Hamilton, Roxburghe 両公爵、ビューート Bute 侯爵、ホープトン、ヒューム Hopetoun, Home 両伯爵など、所領において貴族私有の文書を調査したことも多い。

合同成立以降のスコットランド政治についても、依拠した一次史料の多くは公記録ではなく貴族などの個人文書であった。英蘇合同以降、ロンドン、エジンバラ間に大蔵省、国務省などによって公式のチャンネルが設けられたが、反合同派、ジャコバイトの妨害を怖れたイングランド政府は、こうした公式の径路を信用せず、スコットランドの貴族、場合によっては平民政治家の中から真に信ずるに足る人物との個人的なコネクションに基づいて政治運営を図っていった。したがって、イングランド政府とスコットランドの「出先」は、公文書のやりとりではなく、私的な書簡でコミュニケーションを取るのが常態であり、本研究でも私文書の解読、整理に多くのエネルギーを費やすことになった。

英蘇合同とスコットランド勅許都市 (royal burghs of Scotland) の関係は、これまでの研究で十分な解明がなされていない分野である。本科学研究では、まず、刊行された一次史料(エジンバラ市会議事録、市長の伝記集成、ギルド組織の記録、スコットランド弁護士会理事会議事録など)、及び研究書の読解に努め、首都エジンバラを例に取り、市政の在り方、市政の下部組織とも言うべき手工業者ギルド、商人ギルドと市会との繋がり、エジンバラ市と長老派教会、エジンバラにある弁護士会と市会との関係、国政選挙における選挙区としてのエジンバラ市などを主な考察の対象とした。

但し、エジンバラ関係の中心的な史料というべき市会に関する記録はきわめて事務的なものであり、英蘇合同についての賛否で割れた市会の実態を正確に反映しているとは言い難い。合同前後数十年間のエジンバラ市政における党派的对立を考察するには、同市在住でないが近隣に邸宅を構え、市

政に影響力を有する貴族、大土地所有者の私信、及びエジンバラ市政にも大きな影響力を有していたスコットランド法曹指導者の史料調査が不可欠であろう。これらの史料調査などについては、なお将来的な課題として残っている。

4. 研究成果

(1) スコットランド身分制議会からブリテン議会スコットランド代表議員への変化

1707年英蘇合同まで存在した、スコットランド身分制議会については、現地英国の史学界でも驚くほど知られていない。下院研究が中心という悩みはあるものの、イングランド議会（合同以降はブリテン議会）が「議会史財団」(History of Parliament Trust) の手でヘンリ8世期以降について大半の下院議員について詳細な伝記的知識を持つのに対して、スコットランド議員についての情報は非常に少ない。スコットランド議会史に関する考察もモノグラフは数多いものの、通史的理解は、ロバート・レイト Robert Rait の「スコットランド議会史」(1924) がいまなお典拠とされる状況である。

したがって本科学研究では、まず中世以来のスコットランド議会史を鳥瞰し、エジンバラにある諸図書館を使って、議員（州、都市選出議員）の選挙法の理解に努めた。中世議会においてはイングランド議会とは異なり、まず勅許都市代表議員が創設され、州代表議員を上回る勢威を持っていたことを明らかにした。スコットランド地方制度の整備で、合同直前には、州選挙区議席（1703年、87名）は都市選出議員（同年67名）を数の上では凌駕したが、都市選出議員は、なおスコットランド議会に確固とした地歩を築いていたと言える。

1707年英蘇合同締結後、ブリテン議会へ送られた議員は、16名の代表貴族（170名程度のスコットランド貴族の互選）と45名の庶民院代表（州選出30、自治都市選出15）と著しく縮減された。州代表は、原則一人区であり、都市代表にいたっては、一都市で一名の代表を選出したエジンバラ市を除き、数都市がグループを作り、総選挙ごとに輪番で一名の代表を送るシステムに変更された。二人区時代は地方有力者が、事前に話し合いにより議席を分け合うことも可能であったが、一人区はこの妥協を不可能にした。スコットランドは、トーリー、ホイッグの政党抗争の格好の草刈り場となり、時の政権与党はパトロネージを駆使して「員数」に陥ったスコットランド選出議員の懐柔に努めたのである。貴族については次項(2)で述べる。

(2) 英蘇合同前後におけるスコットランド貴族とその政治的役割

英蘇合同以降以降のスコットランド貴族、特にウエストミンスター議会で母国の代表を務めた16名の代表貴族については、博士学位論文、*Parliamentary History* 誌での論文、ロンドン大学歴史研究所での口頭発表などでしばしば取り上げてきた。本科学研究で明らかにしたことの第一は、名誉革命以降、ロンドン宮廷=政府によってスコットランド貴族身分に叙される者の出自の変化である。かつてスコットランド貴族身分は、地域に割拠する有力者自身、加えて彼らが属している氏族clanへの榮譽に他ならなかった。その点、16世紀以降創家されたイングランド貴族の多くが、政府、庶民院などでの政治的活動を評価され、貴族に叙されるという「政治的褒賞」としての性格を強めていったのとは好対照をなしている。

さらに名誉革命以降の王権にとって新規に創家された貴族は、将来の英蘇合同を視野に入れて、ロンドン宮廷=政府の意向に沿って議員活動を行った者への報償的な位置づけとなっていくのである。また、政府の側に立った議員活動を進めていくためには、法律知識は不可欠であり、スコットランド法（同法は、英蘇合同以降もスコットランドにおける適用が合同条約により保障された）に通じた、スコットランド弁護士資格を有する者が貴族創家される例が見られるようになった。ステア Stair 子爵（のち伯爵に陞爵）はその典型である。

下院代表と同じく、スコットランド代表貴族もまた、ウエストミンスターにおいてホイッグ、トーリーの党派抗争に晒されることになる。彼らの多くは、しばしば「貧窮貴族」とウエストミンスター議会では渾名される存在で、ロンドンで貴族の格式に見合った生活をするために多くの代表議員は、ロンドン政府からのパトロネージ獲得に汲々としていた。政権政党側は、この16名をワンセットとして、与党の忠実な使徒と見なしていた。スコットランド貴族の中でも有力者をマネージャーとし、Court List を作成させ、与党に忠実な議員の全員当選を企図し、事実ほとんどの総選挙において与党の狙いは成功していたのであった。

しかし、本科学研究での研究においては、こうしたスコットランド代表貴族の政権政党への従属的な性格が、果たして常に妥当なのかを検討した。その結果、彼らは通常の議会審議において、スコットランドの国益が侵されない限りにおいて従順な与党勢力ではあるが、いったん自国の死活的な利益が議論されているときは、あえて与党に批判的な姿勢を取る例も見られた。スコットランドへの麦芽税増徴問題(1713 この事件は、増税に強硬に反対するスコットランド代表から合同解消提案が提出されるまでに紛糾した)、消費税課税問題(1733)、スコットランド世襲的司法権廃止問題(1747)などが好例であるが、

中でも代表的な事件が1718-19年に起こった「貴族法案」Peerage Bill 問題である。

当時のホイッグ政権は、国王ジョージ1世の支持を受け、スコットランド代表議員の選出方法を改変しようとした。英蘇合同締結後、原則すべてのスコットランド貴族を有権者として16名を代表として互選する方式が採られた。しかしホイッグ首脳は、16名を25名に増員する代わりに、25名を互選ではなく、国王・政府からの指名によって代々代表議員を世襲するシステムに改めようとした。スコットランドではこの提案に激昂した貴族、その配下が反貴族法案運動を繰り広げ、1722年に予定されている総選挙では、貴族法案反対貴族が、政府からの推薦者で占められたCourt List にたいして反対派議員からなるOpposition List を作成し、彼らの当選を図ったのである。

これまで、この反貴族法案キャンペーンは、ハノヴァ朝君主をトップとする宮廷、ホイッグ政権から完全に排除された野党トーリー=ジャコバイトにより組織されたものと一般には考えられてきた。しかし本研究においては多数の貴族のマニュスクリプト史料の調査に基づき、運動の裾野は考えられているよりもはるかに広いものであることを明らかにした。スコットランド貴族爵位は、個人の榮譽であると同時に彼らがリーダーを務める「氏族の長」(clan chief)の榮譽でもある。そして特定貴族家のみを優遇し、他の貴族には代表の資格を与えない政策は、スコットランド国民の一体性を損なう暴挙であると見なされた。これは英蘇合同後に生まれたスコットランド・ナショナリズム運動の萌芽とみなすこともできるのではないかと。1719年、ホイッグ政権は、その年の会期での貴族法案の成立を断念し、いったん廃案とされたが、与党側は次の会期での法案再提出の意図を隠さなかった。これを見て取った法案反対派は、なおキャンペーンを続け、結局法案の再提出は行われなかった。研究代表者は、この経緯を英語論文として発表した。いまだ論じていない論点も多く、新たな著作を計画している。

(3) 英蘇合同とスコットランド法曹社会

1707年英蘇合同は、国家連合を実現しながらも「一つの国家、二つの教会」と称されるように、イングランド国教会とスコットランド長老派教会が、それぞれの地域で国定教会としての地位を認めたことで知られる。しかし二つの組織の併存が認められたのは、教会だけではない。司法は、終審裁判所については英蘇両国ともウエストミンスターの貴族院としたものの、第一審、控訴審ではイングランド、スコットランドの伝統的な法体系が合同以後も継承された。スコットランドにとってこの問題はきわめて大きいと言わねばならない。英蘇合同で、それまで「国王代理」

のもとエジンバラでは貴族を中心とした宮廷社会が、国王不在のもとでも維持されてきた。また合同前はスコットランドには独自の大法官府と大法官、枢密院と同議長、顧問官などが存在し、首都エジンバラで政務を執っていた。しかしこれらの官庁、官職は合同とともにイングランドと統合され、多くの機能はロンドンに移管された結果、在エジンバラの多くの官職が消滅した。こうして、スコットランド、エジンバラには権力の空白が生じたことになったのである。

この空隙を埋めたのが、エジンバラに置かれた司法機関である。1532年「民事上訴裁判所」(Court of Session)と「スコットランド弁護士会」(Faculty of Advocates)の二つの組織がエジンバラに誕生する。そして、これらはスコットランド・スチュアート王権の支柱として機能してきた。二つの組織は連動している。貴族、あるいは彼らの縁戚という出自が非常に大きな影響力を有する伝統的なスコットランド社会にあって、中産階級であっても、彼らは法廷弁護士に採用されれば弁護士会を根拠として名声を博し、立身して民事上訴裁判所判事となることで司法エリートとしての地位を確固たるものとする事ができたのである。

英蘇合同でエジンバラに権力の空隙が生じたことは、むしろ民事上訴裁判所の勢威を上昇させ、スコットランド中産階級の階級的、社会的上昇の径路となっていった。合同後は、同裁判所長官、判事は本来の司法官僚の枠を超えて、ロンドンの有力政治家のエージェント的な働きを行うこととなる。裁判官らはロンドンにいる「上司」のために、スコットランドの地方社会についてのレポートの作成、とりわけ国政選挙での与党勝利を狙って各選挙区の情勢分析を詳細に行っている。これらの裁判官に加えて、合同締結以後、法曹人として擡頭したのはスコットランド法務長官(Lord Advocate)、法務次官(Solicitor General for Scotland)である。彼らは刑事訴追という本来の業務をはるかに超え、多くはウエストミンスター議会下院に議席を得て、議会においてはスコットランド問題の与党スポークスマンとしての機能を果たしたのであった。エジンバラを根拠とするスコットランド法曹の擡頭は英蘇合同後の大きな変化の一つであり、今後も研究課題としていく考えである。

(4). 英蘇合同とエジンバラ市

英蘇合同という大きな変動の中で、首都エジンバラの果たした役割は英国でも十分解明されたとは言えない分野である。研究代表者は「エジンバラ市政」に影響を与えたファクターとして、1 都市代表としてのエジンバラ選出議員、2 州代表としてのエジンバラ州選出議員、3 近隣貴族などの影響力、4 市自治体 town council、5 勅許都市会議

Convention of Royal Burghs の指導者としてのエジンバラ市、6 スコットランド法曹の中心としてのエジンバラ、7 エジンバラ大学、8 スコットランド教会の中心としてのエジンバラ セント・ジャイルス教会 St. Giles' Cathedral、9 エジンバラ城、10 スコットランド銀行などの「非ギルド的な組織」を取り上げて考察した。

市自治体は英蘇合同について意見を一本化できなかったと見られる。1703年のスコットランド身分制議会における総選挙で、エジンバラ市(定数2)は合同賛成者、反対者を一名ずつ選んでいる。商人ギルド出身で市長(3期6年)等を歴任したパトリック・ジョンストン Patrick Johnstone が合同支持を明らかにし、手工業者ギルド出身で市議会議長等を務めたロバート・イングリシ Robert Inglis は合同条約に反対票を投じ、市が意見統一できなかったことを示している。

しかし、ジョンストンが、エジンバラ市を代表してイングランドとの合同交渉委員に選任されたことは、市会が次第に合同賛成に傾いていったことを窺わせるものである。さらに、合同後初めてのブリテン議会選挙においてエジンバラ市を代表して選出されたサミュエル・マクレラン Sir Samuel MacClellan は、商人ギルド出身で市長等の役職を歴任し、強力な合同推進論者であった。市会の公式記録の中で合同をめぐる議論はほとんど見ることができない。しかし、市会は市内で頻発した民衆による反合同の騒擾には毅然とした態度で臨んでいる。また、市会は、勅許都市として伝統的に認められてきた特権、例えばビールなどについて市独自に課税できる権利を維持することを合同賛成の条件にしていることは、市が従来許されてきた課税権を合同締結後も保障されることを条件に、合同賛成に動いたことを窺わせるものである。

5. 主な発表論文等 (研究代表者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

1. 松園 伸、「エリザベス1世議会と16世紀イングランド政治文化」、『エクフラシス』第7号、2017, pp. 90-102.

2. Shin Matsuzono, “The History of the Reception of Practical Sciences in Meiji Japan (3)”, *Japanese Journal of European Studies* (Volume 5, 2017), pp. 34-41

3. 松園 伸、「1707年イングランド・スコットランド合同(英蘇合同)とスコットランド法曹」、『西洋史論叢』、早稲田大学西洋史研究会刊、2016, pp. 95-108.

4. Shin Matsuzono, “The History of the

Reception of Practical Sciences in Meiji Japan (2)”, *Japanese Journal of European Studies* (Volume 4, 2016), pp. 40-49.

5. Shin Matsuzono, “The History of the Reception of Practical Sciences in Meiji Japan (1)”, *Japanese Journal of European Studies* (Volume 3, 2015), pp. 66-75.

6. 松園 伸, 「憲法と近代イギリス政治(1)」 『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 60 輯、第 4 分冊、2014, pp. 21-30.

7. Shin Matsuzono, “A History of Cultural Exchange between Japan and Europe”, *Japanese Journal of European Studies* (Volume 2, 2014), pp. 70-75.

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 松園 伸, 「1707 年イングランド・スコットランド合同(英蘇合同)と 18 世紀スコットランド政治」日本 18 世紀学会第 39 回全国大会個人自由論題報告、立教大学(東京都豊島区)、2017 年 6 月 25 日(報告決定)

2. 松園 伸, 「1707 年イングランド・スコットランド合同(英蘇合同)とエジンバラ市」比較都市史研究会例会 個人研究報告、早稲田大学(東京都新宿区)、2016 年 11 月 19 日

3. 松園 伸, 「1707 年イングランド・スコットランド合同再考」第 65 回日本西洋史学会大会個人研究報告、富山大学(富山県富山市)、2015 年 5 月 17 日

〔図書〕(計 3 件) いずれも共著

1. Shin Matsuzono, “‘Could the Scots Become True British?’ The Prelude to the Scottish Peerage Bill, 1706-16” in *Liberty, Property and Popular Politics: England and Scotland, 1688-1815 Essays in Honour of H. T. Dickinson* (Edinburgh University Press, 2016), pp. 26-38.

2. Shin Matsuzono, “He ‘wrote’ and ‘made’ history: John Hatsell, Clerk of the House of Commons” in Kazuhiko Kondo ed., *History in British History Proceedings of the Seventh Anglo-Japanese Conference of Historians held at Trinity Hall, University of Cambridge, 11-14 September 2012* (AJC 委員会刊, Tokyo, 2015), pp. 29-51. 2012 年 9 月第 11 回日英歴史家会議での英語報告に増補改訂を加えたもの。

3. 松園 伸, 「スコットランド代表議員の政治的機能」, 青木康編著 『イギリス近世・近代史と議会制統治』(吉田書店、2015), pp. 57-84.

6 . 研究組織
研究代表者松園 伸 (MATSUZONO SHIN)
早稲田大学・文学学術院・教授
研究者番号 : 60239019